

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	生活保護法による保護等に関する事務及び生活困窮外国人に対する生活保護の措置に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

佐賀市は、生活保護法による保護等に関する事務及び生活困窮外国人に対する生活保護の措置に関する事務において特定個人情報ファイルを取扱うことが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識するとともに、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために十分な措置を行うことで、常に個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

佐賀県佐賀市長

## 公表日

令和6年1月19日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護法による保護等に関する事務及び生活困窮外国人に対する生活保護の措置に関する事務
②事務の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護の相談に関する事務</li> <li>・生活保護の申請に関する事務</li> <li>・生活保護の照会に関する事務</li> <li>・生活保護の開始、廃止に関する事務</li> <li>・就労自立給付金及び進学準備給付金の支給に関する事務</li> <li>・被保険者健康管理支援事業の実施に関する事務</li> <li>・生活保護に要する費用の返還または徴収金の徴収に関する事務</li> <li>・生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携に関する事務</li> <li>・医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理に関する事務</li> <li>・医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認に関する事務</li> <li>・医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等に関する事務</li> </ul>
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護システム</li> <li>・佐賀市基幹行政システム(住基照会)</li> <li>・佐賀市基幹行政システム(所得照会)</li> <li>・佐賀市基幹行政システム(統合宛名システム)</li> <li>・中間サーバー</li> <li>・統合専用端末</li> <li>・運用支援環境</li> <li>・運用支援環境 情報提供サーバー</li> <li>・医療保険者等向け中間サーバー</li> </ul>
2. 特定個人情報ファイル名	
・生活保護システムDBファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>1.生活保護法による保護等に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項 別表第一 第15項</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第15条</li> </ul> <p>2.生活困窮外国人に対する生活保護の措置に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第2項</li> <li>・佐賀市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条第2項第1号 別表 第8項</li> </ul>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;">[ 実施する ]</div> <div style="text-align: right;">           &lt;選択肢&gt;            1) 実施する            2) 実施しない            3) 未定         </div> </div>

<p>②法令上の根拠</p>	<p>1.生活保護法による保護等に関する事務          &lt;情報照会ができる根拠法令&gt;          ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号 別表第二 第26項          ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条          ・全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律 第8条          &lt;情報提供ができる根拠法令&gt;          ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条6号          ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号 別表第二 第9項、第10項、第14項、第16項、第18項、第20項、第24項、第26項、第27項、第28項、第30項、第31項、第37項、第38項、第42項、第50項、第53項、第54項、第61項、第62項、第64項、第70項、第87項、第90項、第94項、第104項、第106項、第108項、第113項、第116項、第120項          ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び方法を定める命令          第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第44条の4、第47条、第52条、第53条、第55条、第58条、第59条の2の2、第59条の3          ・全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律 第8条</p> <p>2.生活困窮外国人に対する生活保護の措置に関する事務          &lt;情報照会ができる根拠法令&gt;          ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第9号          &lt;情報提供ができる根拠法令&gt;          ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第6号、第9号</p>
<p><b>5. 評価実施機関における担当部署</b></p>	
<p>①部署</p>	<p>佐賀市保健福祉部生活福祉課</p>
<p>②所属長の役職名</p>	<p>生活福祉課長</p>
<p><b>6. 他の評価実施機関</b></p>	
<p>社会保険診療報酬支払基金</p>	
<p><b>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求</b></p>	
<p>請求先</p>	<p>佐賀市総務部総務法制課</p>
<p><b>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</b></p>	
<p>連絡先</p>	<p>佐賀市保健福祉部生活福祉課</p>

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年1月9日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年1月9日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月20日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	【別表第2における情報提供の根拠】 ・第9項、……、第116項、第120項	【別表第2における情報提供の根拠】 ・第9項、……、第116項、第119項	事後	
平成28年9月20日	5. 評価実施機関における担当部署	生活福祉課長 豊田 英二	生活福祉課長 土井 健太郎	事後	
平成28年9月20日	Ⅱしきい値判断項目	平成26年4月1日 時点	平成28年9月20日 時点	事後	
平成30年11月30日	Ⅱしきい値判断項目	平成28年9月20日 時点	平成30年10月31日 時点	事後	
令和1年10月23日	4・情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令の根拠	【別表第2における情報提供の根拠】 ・第9項、…、第16項、第24項、…、第31項、第50項、第54項、…、第116項、第119項	【別表第2における情報提供の根拠】 ・第9項、…、第16項、第18項、第20項、第21項、第24項、…、第31項、第37項、第38項。第42項、第50項、第53項、第54項、…、第116項、第120項	事後	
令和1年11月8日	Ⅱしきい値判断項目	平成30年10月31日 時点	令和1年10月31日 時点	事後	
令和2年11月11日	Ⅱしきい値判断項目	令和1年10月31日 時点	令和2年10月31日 時点	事後	
令和3年11月8日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19条第7号 別表第2	番号法第19条第8号 別表第2	事後	
令和3年11月8日	4・情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令の根拠	【別表第2における情報提供の根拠】 ・第9項、……、第108項、第116項、第120項	【別表第2における情報提供の根拠】 ・第9項、……、第108項、第113項、第116項、第120項	事後	
令和3年11月8日	Ⅱしきい値判断項目	令和2年10月31日 時点	令和3年11月1日 時点	事後	
令和3年11月8日	Ⅳリスク対策 8. 監査	自己点検	自己点検、内部監査	事後	
令和4年11月10日	Ⅱしきい値判断項目	令和3年11月1日 時点	令和4年11月1日 時点	事後	
令和5年2月13日	評価書名	生活保護の決定及び実施事務 基礎項目評価書	生活保護法による保護等に関する事務及び生活困窮外国人に関する生活保護の措置等に関する事務 基礎項目評価書	事前	
令和5年2月13日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	佐賀市は、生活保護の決定及び実施事務において特定個人情報ファイルを取扱うことが、… …、常に個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。	佐賀市は、生活保護法による保護等に関する事務及び生活困窮外国人に対する生活保護の措置に関する事務において特定個人情報ファイルを取扱うことが、……、常に個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年2月13日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う業務 ①事務の名称	生活保護の決定及び実施事務	生活保護法による保護等に関する事務及び生活困窮外国人に関する生活保護の措置等に関する事務	事前	
令和5年2月13日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う業務 ②事務の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活保護の相談に関する事務</li> <li>生活保護の申請に関する事務</li> <li>生活保護の照会に関する事務</li> <li>生活保護の開始、廃止に関する事務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活保護の相談に関する事務</li> <li>生活保護の申請に関する事務</li> <li>生活保護の照会に関する事務</li> <li>生活保護の開始、廃止に関する事務</li> <li>就労自立給付金及び進学準備給付金の支給に関する事務</li> <li>被保険者健康管理支援事業の実施に関する事務</li> <li>生活保護に要する費用の返還または徴収金の徴収に関する事務</li> <li>生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携に関する事務</li> <li>医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理に関する事務</li> <li>医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認に関する事務</li> <li>医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等に関する事務</li> </ul>	事前	
令和5年2月13日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う業務 ③システムの名称	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活保護システム</li> <li>佐賀市基幹行政システム(住基照会)</li> <li>佐賀市基幹行政システム(所得照会)</li> <li>佐賀市基幹行政システム(統合宛名システム)</li> <li>中間サーバー</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活保護システム</li> <li>佐賀市基幹行政システム(住基照会)</li> <li>佐賀市基幹行政システム(所得照会)</li> <li>佐賀市基幹行政システム(統合宛名システム)</li> <li>中間サーバー</li> <li>統合専用端末</li> <li>運用支援環境</li> <li>運用支援環境 情報提供サーバー</li> <li>医療保険者等向け中間サーバー</li> </ul>	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年2月13日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1 第15項	<p>1.生活保護法による保護等に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法 第9条第1項 別表第一 第15項</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第15条</li> </ul> <p>2.生活困窮外国人に対する生活保護の措置に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法 第9条第2項</li> <li>・佐賀市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条第2項第1号 別表第8項</li> </ul>	事前	



変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年2月13日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2  【別表第2における情報照会の根拠】 ・第26項  【別表第2における情報提供の根拠】 ・第9項、第10項、第14項、第16項、第18項、第20項、第21項、第24項、第26項、第27項、第28項、第30項、第31項、第37項、第38項、第42項、第50項、第53項、第54項、第61項、第62項、第64項、第70項、第87項、第90項、第94項、第104項、第106項、第108項、第113項、第116項、第120項	1.生活保護法による保護等に関する事務 <情報照会ができる根拠法令> ・番号法第19条第8号 別表第二 第26項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条 ・全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律 第8条  <情報提供ができる根拠法令> ・番号法第19条第8号 別表第二 第9項、第10項、第14項、第16項、第18項、第20項、第24項、第26項、第27項、第28項、第30項、第31項、第37項、第38項、第42項、第50項、第53項、第54項、第61項、第62項、第64項、第70項、第87項、第90項、第94項、第104項、第106項、第108項、第113項、第116項、第120項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び方法を定める命令 第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第44条の4、第47条、第52条、第53条、第55条、第58条、第59条の2の2、第59条の3 ・全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律 第8条  2.生活困窮外国人に対する生活保護の措置に関する事務 <情報照会ができる根拠法令>	事前	
令和5年2月13日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	生活福祉課長 土井 健太郎	生活福祉課長	事後	
令和5年2月13日	IIしきい値判断項目	令和4年11月1日 時点	令和5年2月1日 時点	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年2月13日	IV対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く)	提供・移転しない	十分である	事前	
令和6年1月9日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1.生活保護法による保護等に関する事務 <情報照会ができる根拠法令> ・番号法第19条第8号 別表第二 第26項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条 ・全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律 第8条 <情報提供ができる根拠法令> ・番号法第19条第8号 別表第二 第9項、第10項、第14項、第16項、第18項、第20項、第24項、第26項、第27項、第28項、第30項、第31項、第37項、第38項、第42項、第50項、第53項、第54項、第61項、第62項、第64項、第70項、第87項、第90項、第94項、第104項、第106項、第108項、第113項、第116項、第120項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び方法を定める命令 第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第44条の4、第47条、第52条、第53条、第55条、第58条、第59条の2の2、第59条の3 ・全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律 第8条 2.生活困窮外国人に対する生活保護の措置に関する事務 <情報照会ができる根拠法令> ・番号法第19条第9号	1.生活保護法による保護等に関する事務 <情報照会ができる根拠法令> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号 別表第二 第26項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条 ・全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律 第8条 <情報提供ができる根拠法令> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条6号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号 別表第二 第9項、第10項、第14項、第16項、第18項、第20項、第24項、第26項、第27項、第28項、第30項、第31項、第37項、第38項、第42項、第50項、第53項、第54項、第61項、第62項、第64項、第70項、第87項、第90項、第94項、第104項、第106項、第108項、第113項、第116項、第120項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び方法を定める命令 第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第44条の4、第47条、第52条、第53条、第55条、第58条、第59条の2の2、第59条の3 ・全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律 第8	事後	
令和6年1月9日	IIしきい値判断項目	令和5年11月1日 時点	令和6年1月9日	事後	